4　第一次検定又は第二次検定の合格者が称することができる称号
　第一次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士とすることとした。（第四〇条関係）
5　受検手数料の見直し
　第一次検定及び第二次検定に係る受検手数料の額を定めることとした。（第四二条関係）
6　施行期日
　この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行することとした。

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持又は都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めることとした。（第一条の七及び第四条の四関係）
2　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持又は都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示について定めることとした。（第二条関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（経済産業省）

1　製造及び使用の規制等の対象となる特定物質として、新たに八種の物質を指定することとした。（別表一の項の第三欄関係）
2　この政令は、令和二年六月七日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七七号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和三年五月三一日までとすることとした。（第一条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

道路法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十一号

道路法等の一部を改正する法律

（道路法の一部改正）

第一条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二」を「第五節」に、「第五節」を「第六節」に、「第六節」を「第七節」に、「第六節の二」を「第八節」に、「第七節　利便施設協定（第四十八条の二十―第四十八条の二十九）」を「第七節　歩行者利便増進道路（第四十八条の二十―第四十八条の三十六）」に、「第八節　特定車両停留施設（第四十八条の三十一―第四十八条の三十八）」を「第九節　利便施設協定（第四十八条の三十七―第四十八条の四十四）」に、「第九節　自動車駐車場等運営事業（第四十八条の二十三―第四十八条の二十八）」を「第十節　自動車駐車場等運営事業（第四十八条の二十三―第四十八条の四十五）」に、「第十三節」を「第十四節」に、「第四十八条の二十三―第四十八条の二十八」を「第四十八条の四十六―第四十八条の五十一」に改める。

第二条第二項第一号中「さく」を「柵」に、「駒止」を「駒止め」に改め、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

第二条第三項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第十七条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一　指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道　維持（道路の啓開のために行うものに限る。）
二　都道府県道又は市町村道　災害復旧に関する工事